

## 公益財団法人日本法制学会 個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人日本法制学会は、社会貢献活動等を行い、社会文化向上の発展に寄与することを目的とする団体です。この法人の取得する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む）は、この目的に沿って使用するもので、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

### 1 個人情報の取得

この法人は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ）の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

### 2 利用目的及び保護

この法人が扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。

また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産保護のために必要とする場合をのぞいて、個人情報を第三者へ提供することは致しません。

### 3 管理体制

(1) 全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等適切な安全管理措置を講じます。

(2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。

(3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受付け、適切に対応します。

また、個人情報の取扱いに関する苦情を受付ける窓口を設け、苦情を受付けた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

### 4 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) この法人は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めて参ります。
- (2) この法人が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、この法人の事業内容の変化及び事業を取巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

平成 24 年 4 月 1 日

(平成 29 年 1 月 1 日改定)

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-15-2

公益財団法人 日本法制学会

理事長 澤野 次郎

## 公益財団法人日本法制学会が業務上保有する個人情報の利用目的

1、公益財団法人日本法制学会（以下「この法人」という。）が保有する**特定個人情報を除く**個人情報は、学術の振興、学生等への奨学援助、調査研究事業、社会貢献活動の推進を図り、もって公共の利益を増進することを目的として、この法人が行う次の事業に利用します。

- (1) 学術の振興のための研究助成事業、調査研究事業
- (2) 学生等への奨学援助のための奨学金支給事業
- (3) 社会貢献活動・ボランティア活動の推進のための事業
- (4) 学術の振興と社会貢献活動の推進に関する出版事業
- (5) その他この法人の目的をなし遂げるのに必要な事業

2、この法人が保有する**特定個人情報を除く**個人情報は、上記1の事業に関し、次の利用目的で利用します。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用しません。

- ・研究助成金、奨学金の支給のため
- ・災害救援ボランティア講座の開催運営のため
- ・ニュースレター等の配布のため
- ・会員を対象に行う説明会、講演会、研修会等に係る運営等のため
- ・会員等を対象に行う委員会、会合等に係る運営、資料送付、情報連絡等のため
- ・会員等対象に行う諸行事に係る運営、管理のため
- ・会員等を被保険者とする保険業務に関する運営、管理等のため
- ・契約の解約及び解約後の事後管理等のため
- ・契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・他の事業者等から委託された業務の円滑な運営等のため
- ・その他、上記1の目的のために行う業務の達成のため（今後行うこととなる事項を含む）

3、この法人が保有する**特定個人情報は、次の目的及び範囲においてのみ利用します。**

### (1) 目 的

- ① 役職員等（扶養家族を含む）に係わる**個人番号関係事務**（下記に関連する事務を含む）
  - ・ 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
  - ・ 雇用保険届出事務

- ・労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ・健康保険・厚生年金保険届出事務
- ・国民年金の第三号保険者の届出事務
- ・その他、上記に付随する手続き事務

② 役職員等以外の個人に係わる個人番号関係事務(下記に関連する事務を含む)

- ・報酬・料金等の支払調書作成事務
- ・不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

(2) 範囲

- ① 役職員等及び配偶者並びに扶養家族に係わる個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- ② 役職員等以外の個人に係わる個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- ③ 税務署、公共職業安定所、日本年金機構、健康保険組合、労働基準監督署、市区町村等に提出するために作成した源泉徴収票等、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届等、法定調書、その他書類等及びこれらの控え